

議案第16号

千曲市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則の一部を
改正する規則

教育総務課

千曲市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則（令和3年千曲市
教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「氏名 印」」の次に「等及び「千曲市教育委員会 印」」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に千曲市教育委員会規則の規定に基づき作成されている用紙に
ついては、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

令和6年8月21日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

P 2001

条例、規則等の名称	千曲市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 廃 止
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<u>提案理由</u> 市では、行政手続のDX化に向けた基盤を整備するため、令和3年8月に行政手続における押印廃止を行った。しかしながら、廃止は、主に「市民等から市に提出」する様式で、「市から市民等に発出」する様式については、当面、（公印の）押印を継続することとした。 本年度から文書管理システムを導入し、公文書の管理については、原則、電子化することとしているが、行政手続のDX化に向けた基盤整備をさらに進め、事務の効率化を図るには、公印の押印についても廃止が必要であることから、本規則の見直しを行うもの。	

千曲市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則（令和3年千曲市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（押印の廃止） 第2条 千曲市教育委員会規則で定める様式のうち別に定めるものについて、当該様式中に「氏名 印」 _____等と規定しているものについては、「印」等を削るものとする。	（押印の廃止） 第2条 千曲市教育委員会規則で定める様式のうち別に定めるものについて、当該様式中に「氏名 印」等及び「千曲市教育委員会 印」等と規定しているものについては、「印」等を削るものとする。